

改正

令和4年7月1日告示第227号

鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊及び転倒による被害を未然に防止し、安全なまちづくりを推進するため、本市の区域内の道路に面するブロック塀等の撤去又は改修を実施する者に対し、予算の範囲内において鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項又は第2項に規定する道路及び児童生徒が通学のため利用する道で、市が管理するものをいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀又は土塀をいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等の全て又はその一部を取り除くことをいう。ただし、ブロック塀等が法第42条第2項に規定する道路内にある場合は、その全てを取り除くことをいう。
- (4) 改修 ブロック塀等を撤去した範囲内において引き続き第5条第3号に規定する工事をいう。
- (5) 安全な工作物等 軽量フェンス、木塀、生け垣その他市長が認める工作物をいう。
- (6) 耐震診断 「建築物の既設の塀の安全点検について」（平成30年6月21日国住指第1130号）に基づく、ブロック塀等の点検のチェックポイント（別表第1）により、ブロック塀等の安全性を診断・評価し、又は点検することをいう。
- (7) 市内業者 市内に本社、支社、営業所等を有する法人又は住所を有する個人業者で、市税の滞納がないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存する道路に面したブロック塀等の所有者又は所有者の同意を得た者（特段の事由により所有者が実施できない場合又は所有者の同意を得ることができない場合は、市長が適当と認める者）であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の交付対象となるブロック塀等)

第4条 補助の対象となるブロック塀等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 道路に面し、道路からの高さが80センチメートル以上であり、耐震診断により1項目以上の不適合があるもの（擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが80センチメートル以上、かつ、ブロック塀等の高さが80センチメートル以上のもの）
- (2) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (3) ブロック塀等が、道路改良その他公共工事の補償対象となっていないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内業者が行う工事で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の全てを撤去する工事

(2) ブロック塀等の一部を撤去し、道路面からの高さを 60 センチメートル以下に減ずる工事

(3) 撤去したブロック塀等の代替として、安全な工作物等を設置する工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は補助の対象としない。ただし、市長が特別の事情があると認める時は、この限りでない。

(1) 既に倒壊したブロック塀等の撤去工事

(2) 敷地を造成するために行うブロック塀等の解体撤去工事

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認める工事

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ブロック塀等の撤去及び改修に要する経費とする。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、限度額は 20 万円とする。

ただし、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(事前協議)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市内業者と補助対象事業の実施に関する契約を締結する前に、市長と事前に協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。

(交付申請)

第 9 条 申請者は、補助対象工事に着手する前に、鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費が確認できる見積書の写し

(2) 付近見取り図及び配置図（ブロック塀等の位置、撤去範囲、延長、高さを記入したもの）

(3) 現況写真（全景及び高さが分かるもの）

(4) 第 2 条第 6 号に定める耐震診断の結果

(5) 安全な工作物等の図面、仕様書等（安全な工作物等を設置する場合に限る。）

(6) ブロック塀等の所有者等が確認できる書類

（土地登記事項証明書）

(7) 市税に滞納がない証明書（補助対象者及び市内業者）

(8) 所有者以外の者が申請者となる場合は、ブロック塀等の所有者の同意書（別記第 2 号様式）

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第 10 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知する。

(工事の着手)

第 11 条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に工事に着手しなければならない。

(事業内容等の変更)

第 12 条 交付決定者は、第 10 条の交付決定の通知を受けた内容を変更しようとするときは、鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金変更承認申請書（別記第 4 号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出してその承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容及び補助金の額の変更を伴わない補助対象経費の変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金変更承認通知書（別記第 5 号様式）により、交付決定者に通知する。

(実績報告)

第 13 条 交付決定者は、事業が完了したときは、事業完了の日から 2 週間以内に、鹿屋市プロ

ック塀等安全対策事業実績報告書（別記第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、書類の提出期限の延長について、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- （１） 補助対象工事に係る契約書の写し
- （２） 補助対象工事に係る領収書の写し
- （３） 工事写真（着工前、施工中及び完了後が確認できるもの）
- （４） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 14 条 市長は、前条の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金交付確定通知書（別記第 7 号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付の請求）

第 15 条 規則第 16 条の規定による補助金の請求は、鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（別記第 8 号様式）によるものとする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 1 日告示第 227 号）

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する